

堺市監査委員公表第27号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年7月11日

堺市監査委員	伊豆丸	精	二
同	大 林	健	二
同	原	繭	子
同	澤	由	美

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和6年11月1日～令和7年3月26日	
措置を講じた部局等	建設局	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>4(1)</p> <p>都市計画使用料(公園使用料)について</p> <p>堺市公園条例に基づき、公園使用料及び公園占用料を収入している。</p> <p>この事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 公園施設の設置許可</p> <p>令和6年12月25日に実地調査を行ったところ、石津川公園において、都市公園法に基づく許可を行っていない倉庫が設置されていた。</p>	<p>今回御指摘の倉庫は、約20～30年前に地元自治会において設置許可申請が必要であるとの認識がなく設置したものです。都市公園内に設置可能な倉庫は清掃用具庫や防災倉庫等であり、設置を認めるには、倉庫の主な使用目的が上記に合致し、安全性が確認できること等が必要ですが、当該倉庫においては老朽化により安全性が確認できないため、許可に至っておりません。</p> <p>石津川公園には過去に、当該倉庫を含め2つの倉庫が許可なく設置されており、地元自治会と協議を行い、1つの倉庫は撤去していただきましたが、当</p>	<p>公園緑地部 公園監理課</p>

<p>6 (1)</p> <p>公有財産（土地・建物）の管理について</p> <p>公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 貸付料の請求</p> <p>廃止水路敷（堺市北区）において、駐車場の使用目的で公有財産賃貸借契約を締結している。貸付料の請求については、契約締結後に契約書記載の条項に基づいて納付させるものである。</p> <p>しかし、本契約手続が始まった令和元年度以降、収入金調定伺書の決裁前に納付書を送付し、貸付料を契約締結前に納入させているもの、納期限の記載のない納付書を送付しているもの、契約書の納期限と異なる納期限を記載した納付書を送付しているものがあり、適正な手続を行っていないかった。</p>	<p>該倉庫については自治会活動に支障がある等の理由により協議が整いませんでした。</p> <p>当該倉庫は、撤去等が必要であると考えており、令和7年2月4日に地元自治会と協議し、倉庫撤去等の課題共有等を行いました。ついては、当該倉庫を撤去した上で、新しい倉庫へ更新していただき、設置許可申請書を提出していただくよう継続的に協議を行います。</p> <p>収入金調定伺書の決裁前に納付書を送付していたことについて、貸借人からの意思表示（公有財産貸付申請書提出）に時間を要していたため、契約書の条項に記載の納期限内に確実に納入されることを優先し、収入金調定伺書の起案と同時に課内ラインの口頭確認のみで納入通知書を送付していました。その結果、財務会計システム上の決裁に遅れが生じました。</p> <p>貸付料を契約締結前に納入させていたことについても、当初貸借人との調整の中で貸付</p>	<p>土木部 河川水路課</p>
---	--	----------------------

<p>6 (2)</p> <p>委託料について</p> <p>委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 契約に係る決裁</p> <p>道路反射鏡点検業務において、委託契約を締結するためには、堺市事務決裁規則の規定に</p>	<p>料を確実に納入されることを優先し、貸付料納付後に契約を締結する必要があるという課内ラインの認識のもと事務処理を行っていたことが原因です。</p> <p>納期限の未記載(事務処理上の失念)、納期限の異なる設定(令和5年度は納期限である3月31日が日曜日であるため、4月1日に設定)についても、口頭のみでの課内ライン確認によりチェック機能及び決裁確認が不十分であったことが原因です。</p> <p>今後、財産活用課ホームページにある貸付フローチャートを基に、各手続(契約締結の起案・決裁、契約書の作成、契約締結、貸付納入通知書の作成・通知)における具体的な期限の設定及び各手続におけるチェック項目を追加したマニュアルを作成し、事務手続の適正化並びに確実な引継ぎの徹底を行います。</p> <p>御指摘の内容については、土木監理課長の承認後、土木部長に決裁文書の確認を受け、契約</p>	<p>土木部 土木監理課</p>
---	---	----------------------

基づき部長級職員の決裁を受ける必要がある。

しかし、課長級職員まで押印を行っていたものの、部長級職員による決裁が完了していなかったにもかかわらず、契約を締結していた。

イ 委託業務における提出書類

委託業務における提出書類について、以下のものがあつた。

(7) 府道大阪中央環状線ほか道路清掃除草業務について、仕様書では、受注者は、再委託契約を締結したときは、再委託先の作業責任者の氏名を含む作業体制を業務実施計画書に記載することとされている。

しかし、交通誘導警備業務に係る再委託先の作業体制として、警備員の氏名が列記されているものの、誰が作業責任者が明示されていない業務実施計画書を受け取っていた。

締結の了承を得ました。しかし、建設総務課長の合議を失念していたため、合議後に土木部長の押印を受ける必要がありました。その押印を失念していました。

御指摘を受け、土木部長の押印を受けました。

再発防止策として、押印決裁文書における文書の施行の際には、「決裁完了の確認」、「施行日の確認」、「文書番号の確認」、「決裁文書と施行文書の照合」について、担当者以外の職員によるダブルチェックの仕組みを作り、令和7年1月16日付で課内職員に周知しました。今後徹底します。

仕様書に規定する作業体制表について、記載を必要とする作業責任者の事項が明記されていませんでした。これについて、担当者が事業者との打合せや書類の提出時に記載内容について十分に確認できていなかったことが原因です。

御指摘を受け、警備会社の作業体制表について、作業責任者を明記し、業務実施計画書を変更する対応を行いました。

今後の再発防止策として、道路清掃除草業務では、業務の初回打ち合わせ時に作業体制表

土木部
北部地域整備
事務所

<p>(イ) 堺市違法駐車等防止活動業務について、契約書では、受注者は業務責任者の氏名等を市に通知するとされている。</p> <p>しかし、受注者から提出された業務実施計画書に記載された業務責任者名と、業務責任者届で通知された業務責任者名が異なっていた。</p>	<p>の参考様式を示す等して受注者に周知します。また、新たに作成した仕様書に基づいた業務実施計画書のチェックリストを用いて、事業者と仕様書を十分に確認し、必要な事項が業務実施計画書を含めた提出書類に記載されるように指示・確認を徹底します。さらに、令和7年4月18日に、道路清掃除草業務を発注している南部地域整備事務所、西部地域整備事務所、北部地域整備事務所の3事務所で担当者会議を行い、業務内容や提出書類の項目について認識を再共有しました。</p> <p>関係書類全体を突合する確認を怠っていたことが原因です。また、受注者も指導責任者を誤って業務責任者届に記載していました。</p> <p>御指摘を受け、受注者と記載内容の誤りについて再確認し、令和6年12月16日に業務連絡体制表及び従事者名簿に記載されている実際の業務責任者名が記載された業務責任者届を受理しました。</p> <p>今後の再発防止策として、委託業務の契約時に提出される書類については、受注者と仕様書の内容について十分に協議を行い、複数の職員により関係書類の整合性を確認します。あわせて令和7年2月27日に課長から課内職員に対し、同様のことが発生しないよう課内会</p>	<p>サイクルシティ推進部 自転車企画推進課</p>
---	--	--------------------------------

<p>(ウ) 白鷺公園ハナショウブ園巡視等業務は、就職困難者の就職支援達成のため、随意契約により受注者に業務を委託し、市内在住の障害者、ひとり親家庭の親、生活保護受給者等の就労困難者に対する就労訓練を実施することとしている。</p> <p>仕様書では、従業員一覧が記載された現場構成表を含む業務実施計画書を市に提出し、市の承諾が必要とされている。</p> <p>しかし、受注者から提出された巡視業務月報において、令和6年7月から巡視員が変更されていたにもかかわらず、市は、現場構成表を変更した業務実施計画書を受け取っていなかった。</p> <p>また、過年度の契約について、特記仕様書では、受託業務従事者訓練業務計画書及び受託業務従事者訓練業務評価書を提出することとされているが、少なくとも令和元年度以降（令和2年度を除く）、いずれの書類も提出を受けていなかった。</p>	<p>議で周知しました。</p> <p>「令和6年7月から巡視員が変更されていたが、現場構成表の変更を指示することなく巡視業務月報を受け取っていたこと」について</p> <p>受注者から現場構成の変更について事前に報告等がなく、市も提出された巡視業務月報と業務実施計画書の現場構成表が合致しているかを確認できていなかったことが原因です。</p> <p>御指摘を受け、受注者に対し、現場構成の変更がある場合は速やかに現場構成表を再提出し、監督員の承諾を受けるよう指導し、令和6年12月13日時点での現場構成表を受理しました。</p> <p>今後は、業務実施計画書の内容に変更が生じる場合は、市に事前に承諾を受けることを令和7年度以降の「白鷺公園ハナショウブ園巡視等業務仕様書」に明記し、受注者に指導します。また、提出書類の確認漏れが発生しないようチェックリストにより確認します。</p> <p>「過年度（令和2年度を除く）に受託業務従事者訓練業務計画書及び受託業務従事者訓練業務評価書の提出を受けていなかったこと」について</p> <p>受注者は受託業務従事者訓練業務計画書及び受託業務従</p>	<p>公園緑地部 原池公園事務所</p>
--	---	--------------------------

<p>(エ) 泉ヶ丘地区便所清掃業務について、仕様書では、受注者が撮影する業務写真の内容を業務実施計画書に記載することとされている。</p> <p>また、受注者が写真撮影チェック表を作成し、毎月の業務完了後に、写真とともに市に提出することとされている。</p> <p>しかし、市は、業務写真についての記載がない業務実施計画書を受け取っており、受注者か</p>	<p>事者訓練業務評価書を作成していましたが、市から提出を求められなかったため、提出していなかったことと、市が「白鷺公園ハナショウブ園巡視等業務仕様書」に記載の提出書類を確認したところ、全て提出されていたため、必要書類が揃っていると誤認識してしまい、「受注業務による就労訓練についての特記仕様書」に記載の計画書及び評価書の提出を受注者に求めることができていなかったことが原因です。</p> <p>今後は、年度当初の所内会議において、当該受注者に随意契約をしている目的や意義を所内で理解及び共有した上で、当該計画書及び評価書の提出についても「白鷺公園ハナショウブ園巡視等業務仕様書」の提出書類箇所に明記し、該当書類の提出及び受理の漏れがないようにチェックリストにより確認します。</p> <p>「業務写真についての記載がない業務実施計画書を受け取っていたこと」について</p> <p>受注者が業務実施計画書に業務写真の記載を失念し、市も共通仕様書を十分に確認できておらず、記載漏れを指摘できなかったことが原因です。</p> <p>御指摘を受け、受注者に対し業務実施計画書への業務写真の記載や撮影頻度の追記修正等を指示し、令和6年12月27</p>	<p>公園緑地部 泉ヶ丘公園事務所</p>
---	--	---------------------------

ら提出された令和6年4月の業務写真について、ほぼ全ての作業日、作業場所において撮影漏れがあった。

また、各月の写真撮影チェック表の提出を受けていなかった。

日に受理しました。また、市側の事務手続についても共通仕様書の再確認を徹底するように令和6年12月12日に所内で確認しました。

今後は、業務実施計画書確認時のチェックリストを作成するなどにより、再発防止を徹底します。

「写真撮影チェック表の提出を受けていなかったこと」について

受注者が写真撮影チェック表の作成を失念し、市も特記仕様書を十分に確認できておらず、提出漏れを指摘できなかったことが原因です。

御指摘を受け、受注者及び市において特記仕様書の再確認を徹底し、写真撮影チェック表を提出するよう受注者に指示しました。令和7年1月以降は、受注者から写真撮影チェック表の提出を受けています。

今後は、成果品確認時に特記仕様書の提出書類一覧を改めて確認し、再発防止を徹底します。

「令和6年4月の業務写真について、ほぼ全ての作業日、作業場所で撮影漏れがあったこと」について

作業員が清掃作業に集中するあまり、写真撮影を失念していたことが原因です。

御指摘を受け、作業前には清

<p>ウ 入札・随意契約結果の公表</p> <p>委託業務の入札等結果のホームページ公表に係る事務マニュアルでは、予定価格が100万円を超える委託業務の入札結果・随意契約結果を市ホームページで公表することとされている。</p> <p>しかし、堺市違法駐車等防止活動業務では予定価格が100万円を超えているにもかかわらず、公表していなかった。</p>	<p>掃及び写真撮影等の作業確認を徹底するよう指導しました。また、各トイレの清掃作業終了後には必ずカメラの画像確認を行うよう受注者に指導し、現在は改善されています。</p> <p>今後は、撮影漏れがないよう引き続き指導し、各トイレの清掃作業終了後には写真撮影チェック表を基にカメラの画像確認を行うことで再発防止を徹底します。</p> <p>委託業務の入札等結果をホームページに公表する事務について、「委託業務の入札等結果のホームページ公表に係る事務マニュアル」を確認していたものの、担当者が掲載案件照会に対する回答手続を失念していたことが原因です。</p> <p>御指摘を受け、委託業務の入札結果の公表に向けたスケジュールや必要な手続等を課内で再点検し、市ホームページへの掲載手続を令和6年12月13日に行い、令和7年1月1日に市ホームページ上で公表しました。</p> <p>今後の再発防止策として、係で共有している年間スケジュールについて、これまで入札や契約などの作業項目のみを記載していましたが、今後は作業担当者名、スケジュール、ホームページ掲載手続や掲載後の確認など詳細な内容を記載し、</p>	<p>サイクルシティ推進部 自転車企画推進課</p>
--	--	--------------------------------

<p>エ 業務の再委託</p> <p>大仙公園内外警備業務について、契約書では、再委託する場合は、あらかじめ市と協議し、市の同意を得た上で、再委託先の名称、再委託する部分や理由等を書面で市に届け出ることとしている。</p> <p>しかし、協議や市の同意がないにもかかわらず、受注者から第三者に業務の一部が再委託されていた。</p>	<p>毎月の係会議において全員で確認作業を行います。あわせて令和7年2月27日に課長から課内職員に対し、同様のことが発生しないよう課内会議で周知しました。</p> <p>また、毎月庶務担当者が、財務会計システムで課内の起案状況とホームページへの掲載依頼内容を確認し、掲載依頼漏れがないようにし、作業担当者がホームページに実際に掲載されているかの事後確認を徹底します。</p> <p>御指摘の件について、受注者がグループ会社内で不足する人員を融通することが再委託に該当することを認識しておらず、市に対して再委託の協議を行わなかったことが原因であり、市も気付くことができませんでした。</p> <p>御指摘を受け、令和6年12月12日に警備従事者名簿全員の所属会社の確認を行い、受注者に対し、他社の社員が従事する際の手続の必要性等を指導しました。12月20日には受注者から一部再委託届出書の提出を受け、受理しました。</p> <p>今後は契約書の内容を十分に理解した上で、受注者に対し、警備従事者名簿に従事者の所属会社名を記載することを指導し、市は再委託の有無を確認します。また、再委託する場</p>	<p>公園緑地部 大仙公園事務所</p>
---	--	--------------------------

<p>6 (4)</p> <p>現金等の管理について</p> <p>現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 公金外現金の管理</p> <p>大都市土木協議会事務局の事務で扱っている公金外現金について、令和6年12月11日に現金出納簿の調査を行ったところ、同年11月の収支の記載がなかった。</p> <p>イ 切手等受払簿の整理</p>	<p>合は市と協議を行い、同意を得ることを徹底するよう指導します。</p> <p>受入及び払出があるごとに現金出納簿兼預金内訳簿を記載する必要があることを認識していましたが、現金管理における当該処理の重要性について認識不足であったため、11月以降の受入及び払出の内容を記載していませんでした。</p> <p>御指摘を受け、記載漏れがあった期間の受入及び払出の内容を速やかに記載しました。</p> <p>今後、同様の誤りが発生しないように、事務処理手順を整理したフローを作成し、現金出納簿を支出命令等と同じ簿冊で管理することとしました。また、支出命令等の決裁稟議回付時に、当該処理の前時点までの受入及び払出の内容を複数人で確認できるよう、課内の事務手続を見直しました。さらに、今回の事案の原因と改善策を課内に周知し、現金出納簿の作成意義を再確認しました。</p>	<p>土木部 建設総務課</p>
---	--	----------------------

<p>令和6年12月11日に実地調査を行ったところ、切手等受払簿において、11月以降、使用者印がないまま収入印紙の払出しを行っていた。</p>	<p>物品取扱員が使用者であり、印紙の使用と残数の確認を同時に行ったため物品取扱員の欄には押印していましたが使用者の欄への押印を失念していたもので、物品取扱員の押印に関する認識不足が原因です。</p> <p>今後の再発防止策として、物品取扱員は切手等受払簿の運用を再確認します。また、物品取扱員が使用者となる場合、確認機能が十分に働かない可能性があるため、事前に指定された代理者が払出内容と現物の確認を行います。</p>	<p>道路部 連続立体推進課</p>
---	--	------------------------